

令和2年第2回

瑞浪市議会定例会議案

令和2年6月4日

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 8 号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第 2 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 9 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1 0
承第 3 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 1 0 号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1 3
承第 4 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 1 1 号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1 5
承第 5 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 1 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））……………	1 7
承第 6 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 2 号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1 9
承第 7 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 4 号 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 2
承第 8 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 5 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号））……………	2 4
承第 9 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 6 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号））……………	2 6
議第 4 2 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 4 3 号	瑞浪市税条例及び瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第 4 4 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
議第 4 5 号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 8
議第 4 6 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議第 4 7 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
議第 4 8 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議第 4 9 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……………	4 4

議第50号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	45
議第51号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	46
議第52号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	47
議第53号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	48
議第54号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	49
議第55号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	50
議第56号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	51
議第57号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	52
議第58号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	53
議第59号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	54
議第60号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	55
議第61号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	56
議第62号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	57
議第63号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	58
議第64号	工事請負契約の締結について	59
議第65号	財産の取得について	60
議第66号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）	61
議第67号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）	63

承第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第8号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」

に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第37条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第49条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第55条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第55条第8項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第62条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第62条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条

の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第75条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第75条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第76条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第97条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第99条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第99条第1項中「第97条第2項」を「第97条第3項」に改める。

第132条第6項中「第55条第6項」を「第55条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第

15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の3（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

（瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中瑞浪市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第2号を次のように改める。

（2） 削除

附則第1項第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を附則第

6項とし、附則第8項を附則第7項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第55条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 新条例第55条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例第75条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

9 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第11項におい

て「旧法」という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 瑞浪市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第9項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第20項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第21項の表第12項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第13項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第1項から第3項までの規定中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

14 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

15 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第20号)の

一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第14項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第15項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第16項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17項及び第18項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第20項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第21項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第22項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第23項及び第24項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

16 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第6項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第7項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

承第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第9号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第3

4項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項から第9項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第32項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「第44項まで、第48項」とあるのは「第44項まで」とする。

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第10号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）の一部を

次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

承第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第11号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」

に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第4条の4第5項第2号及び同条第6項並びに附則第5条第7項第2号及び同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承第5号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第1号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,223,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月10日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,208,940	592,100	5,801,040
	2固定資産税	2,439,000	592,100	3,031,100
19繰入金		1,009,376	98,500	1,107,876
	1基金繰入金	971,132	98,500	1,069,632
歳入合計		15,533,000	690,600	16,223,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,635,124	690,600	2,325,724
	1総務管理費	1,271,721	689,100	1,960,821
	2徴税費	190,188	1,500	191,688
歳出合計		15,533,000	690,600	16,223,600

承第6号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第2号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年4月17日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

承第7号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第4号

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承第8号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第5号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,341,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,970,551	47,395	2,017,946
	1 国庫負担金	1,107,551	940	1,108,491
	2 国庫補助金	856,385	46,455	902,840
16 県支出金		984,009	5,000	989,009
	2 県補助金	335,225	5,000	340,225
19 繰入金		1,107,876	65,605	1,173,481
	1 基金繰入金	1,069,632	65,605	1,135,237
歳入合計		16,223,600	118,000	16,341,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,842,563	94,920	4,937,483
	1 社会福祉費	2,691,745	1,254	2,692,999
	2 児童福祉費	1,937,425	93,666	2,031,091
4 衛生費		1,704,485	3,561	1,708,046
	1 保健衛生費	380,908	3,561	384,469
5 労働費		14,982	10,000	24,982
	1 労働諸費	14,982	10,000	24,982
7 商工費		677,003	3,000	680,003
	1 商工費	677,003	3,000	680,003
9 消防費		841,881	1,356	843,237
	1 消防費	841,881	1,356	843,237
10 教育費		1,819,784	5,163	1,824,947
	2 小学校費	218,751	3,444	222,195
	3 中学校費	478,990	1,719	480,709
歳出合計		16,223,600	118,000	16,341,600

承第9号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第6号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,958,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,300,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年5月8日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,017,946	3,858,490	5,876,436
	2 国庫補助金	902,840	3,858,490	4,761,330
19 繰入金		1,173,481	31,610	1,205,091
	1 基金繰入金	1,135,237	31,610	1,166,847
22 市債		1,210,500	68,400	1,278,900
	1 市債	1,210,500	68,400	1,278,900
歳入合計		16,341,600	3,958,500	20,300,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,325,724	3,748,000	6,073,724
	1 総務管理費	1,960,821	3,748,000	5,708,821
5 労働費		24,982	800	25,782
	1 労働諸費	24,982	800	25,782
7 商工費		680,003	67,000	747,003
	1 商工費	680,003	67,000	747,003
10 教育費		1,824,947	142,700	1,967,647
	1 教育総務費	290,947	142,700	433,647
歳出合計		16,341,600	3,958,500	20,300,100

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	68,400	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

議第42号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第32条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第95条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第95条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用

年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第49条第10項から第12項まで」を「第49条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第49条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」

に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第51条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第53条第4項から第6項までを削る。

第95条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中瑞浪市税条例第24条第1項第2号、第32条の3及び第37条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第4項の規定 令和3年1月1日

（2） 第2条中瑞浪市税条例第95条第2項ただし書の改正規定及び附則第8項の規定 令和3年10月1日

（3） 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第32条の3及び第37条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 6 3号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係

る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第43号

瑞浪市税条例及び瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
について

瑞浪市税条例及び瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例及び瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例
(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正
する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「
、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2
まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」
に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用す
る法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」
に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改

める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(瑞浪市都市計画税条例の一部改正)

第3条 瑞浪市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第4条 瑞浪市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議第 4 4 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

瑞浪市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「手続き」を「手続」に、「、その他」を「その他」に改める。

第 8 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 1 2 条第 2 号中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 5 号

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「民生部社会福祉課」を「子育て支援課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第
1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第47号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

- （1） 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の

3以上

イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号
- (2) 納期限及び保険料額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第11条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第48号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

- ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの（附則第8条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第49号

瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
酒井浩二	※※※※※	※※※※

議第50号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
鵜飼重光	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第51号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
水野安喜	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第52号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
板橋茂晴	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第53号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
安田清和	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第54号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
渡邊美孝	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第55号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
永井恒	※※※※※	※※※※

議第56号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
大山理晴	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 5 7 号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
勝 股 増 夫	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第58号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
伊藤征史	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第59号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
鈴木録郎	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第60号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
奥村正子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第61号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
足立正之	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第62号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
日比野由美子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第63号

瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
土屋敏子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第64号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 衛生センター解体撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 219,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 瑞浪市日吉町4602番地の6
青協建設株式会社 東濃営業所
所長 井藤 広人 |

議第65号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 33,880,000円 |
| 4 取得の相手方 | 土岐市肥田町浅野815番地の1
岐阜トヨタ自動車株式会社 土岐店
店長 鈴木伸之 |

議第66号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,473,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,876,436	110,000	5,986,436
	2 国庫補助金	4,761,330	110,000	4,871,330
19 繰入金		1,205,091	62,900	1,267,991
	1 基金繰入金	1,166,847	62,900	1,229,747
歳入合計		20,300,100	172,900	20,473,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		747,003	170,600	917,603
	1 商工費	747,003	170,600	917,603
10 教育費		1,967,647	2,300	1,969,947
	2 小学校費	222,195	2,300	224,495
歳出合計		20,300,100	172,900	20,473,000

議第 6 7 号

令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 6 , 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 , 6 8 9 , 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,986,436	98,120	6,084,556
	2 国庫補助金	4,871,330	98,120	4,969,450
16 県支出金		989,009	4,750	993,759
	2 県補助金	340,225	4,750	344,975
19 繰入金		1,267,991	111,355	1,379,346
	1 基金繰入金	1,229,747	111,355	1,341,102
21 諸収入		273,871	1,875	275,746
	4 雑入	163,207	1,875	165,082
歳入合計		20,473,000	216,100	20,689,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,073,724	1,050	6,074,774
	1 総務管理費	5,708,821	1,050	5,709,871
4 衛生費		1,708,046	5,930	1,713,976
	1 保健衛生費	384,469	5,930	390,399
6 農林水産業費		356,492	23,225	379,717
	1 農業費	305,842	23,225	329,067
8 土木費		1,214,755	27,000	1,241,755
	4 都市計画費	256,657	27,000	283,657
9 消防費		843,237	1,875	845,112
	1 消防費	843,237	1,875	845,112
10 教育費		1,969,947	157,020	2,126,967
	2 小学校費	224,495	104,935	329,430
	3 中学校費	480,709	52,085	532,794
歳出合計		20,473,000	216,100	20,689,100

